



目 次

規 則	ページ
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎自動車税に係る徴収金の収納事務の委託	(税 務 課) 1
○字の区域及び名称の変更の届出	(市町村振興課) 1
○保安林の解除予定の通知	(治山林道課) 2
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（3件）	() 2
○漁獲共済の同意成立（第2号漁業）	(水産政策課) 7
○道路の供用開始	(道 路 課) 7
公 告	
○土地改良区の役員の就退任（2件）	(農業基盤課) 7
○第6次高知県栽培漁業基本計画（平成23～26年度）の策定	(漁業振興課) 8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 14

規 則

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第40号

高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3の(19)の項中
「イ 10万円以下の負担金を支出する場合」
を
「イ 県立学校において災害共済給付金を支出する場合
ウ 10万円以下の負担金を支出する場合」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第317号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき自動車税（普通徴収の方法により徴収するものに限る。）に係る徴収金（以下「徴収金」という。）の収納事務を次の者に委託したので、同条第6項において準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成23年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

委託業者		委託内容	委託期間
所在地	名称		
東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号	地銀ネットワークサービス株式会社	徴収金の収納事務の取りまとめ	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
東京都千代田区二番町8番地8	株式会社セブンーイレブン・ジャパン	直営店舗及び加盟店舗における徴収金の収納事務	〃
東京都品川区大崎一丁目11番2号	株式会社ローソン	〃	〃
東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	株式会社ファミリーマート	〃	〃
愛知県稲沢市天池五反田町1番地	株式会社サークルKサンクス	〃	〃
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	株式会社デイリーヤマザキ	〃	〃
東京都千代田区神田錦町一丁目1番地	ミニストップ株式会社	〃	〃

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	株式会社ポプラ	〃	〃
茨城県土浦市小松二丁目13番1号	株式会社ココストア イースト	〃	〃
神奈川県横浜市中区日本大通17番地	株式会社スリーエフ	〃	〃
群馬県前橋市亀里町900番地	株式会社セーブオン	〃	〃
愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号	株式会社ココストア	〃	〃
東京都中央区日本橋一丁目1番1号	国分グローサーストーション株式会社	〃	〃
北海道札幌市中央区南九条西五丁目421番地	株式会社セイコーマート	〃	〃

高知県告示第318号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成23年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前			変 更 後	
大字	字	地番区域	大字	字
高野	樋ノ口	592の1、592のロ、592のハ、593	若井川	大宮ノ川
	竹屋敷	625の1、625の3、625の6から625の8まで、626の1、626の4、626の5、627の4		鳥越山

	ヒシヤニ	673の1、673の2、674の1、674の2	ビシヤゴ	奈路	野仲	478	奈路	小島	中村市名鹿4番屋敷 イ 氏名 安岡 太郎
	ヲサコタ	675の1、675の5、675の6、676の2、677、678の2	ヲサゴ		小島	498		野仲	(5)ア 登記簿記載の住所 中村市名鹿5番屋敷
		679、687	宮ノ川		火打岡	902、903		萬福寺	イ 氏名 池上 助太郎
若井川	猪内ヶ谷	321、327	イナ井カ谷山	備考 1 この表に表示されている区域に隣接介在する道路及び水路である町有地の全部を含むものとする。 2 上記地番は、平成22年8月2日現在の登記簿による。					
	庄次谷	440、453	庄次谷山	高知県告示第319号 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成23年5月24日 高知県知事 尾崎 正直					
	下沢	575の2、576の2、576の3、581の3、581の8、581の9	西ノ前	1 解除予定に係る保安林の所在場所 香美市物部町小浜字トヲミノ石726の5、726の6					
	鳥越	926、927の1	鳥越山	2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備					
	小宮ノ川	971、974、975	宮ノ川	3 解除の理由 道路用地とするため					
	大宮ノ川	1017		高知県告示第320号 平成23年4月高知県告示第232号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成23年5月24日 高知県知事 尾崎 正直					
	堂ヶ谷山	1173、1174、1175の1、1175の2、1176の3	鳥越山	1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 中村市初崎 イ 氏名 沢田 東吉					
		1176の1	宮ノ川	(2)ア 登記簿記載の住所 中村市名鹿 イ 氏名 東 長吉					
		1176の2	西ノ前	(3)ア 登記簿記載の住所 中村市名鹿1番屋敷 イ 氏名 安岡 浅次郎					
		1182	東田	(4)ア 登記簿記載の住所					
	庄次谷山	1190	庄次谷	高知県告示第321号 平成23年4月高知県告示第233号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を大月町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成23年5月24日 高知県知事 尾崎 正直					
		1191、1196の3、1196の17、1196の21から1196の24まで	堂ヶ谷山	1 所在不明の森林所有者					
	イナ井カ谷山	1207の1	庄次谷山						

(1)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 宮地 音次	幡多郡大月町一切 イ 氏名 福田 新太郎	イ 氏名 赤松 熊吉
(2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 坂本 加都	(13)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 山岡 寿太郎	(24)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 岡田 七太郎
(3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 中野 種次	(14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 福田 惣太郎	(25)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 宮地 初吾郎
(4)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 坂本 庄太郎	(15)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 福田 常太郎	(26)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 宮地 猶太郎
(5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 堀 金吾	(16)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 福田 数太郎	(27)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 宮地 長太郎
(6)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 岡山 米蔵	(17)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 福田 弥三郎	(28)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 宮地 驚三郎
(7)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 坂本 長松	(18)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 山岡 定吉	(29)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 坂本 幸次郎
(8)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 宮地 国吾郎	(19)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 山岡 鶴吉	(30)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 坂本 弁次
(9)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 武田 辰次	(20)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 小島 利作	(31)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 坂本 福太郎
(10)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 宮地 房太郎	(21)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 小島 熊次	(32)ア 登記簿記載の住所 愛媛県温泉郡新浜村 イ 氏名 水戸 安太郎
(11)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 坂本 万太郎	(22)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 中平 千代次	(33)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名 坂本 友次
(12)ア 登記簿記載の住所	(23)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切	(34)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切 イ 氏名

(35)ア	坂本 黒平 登記簿記載の住所 幡多郡大月町一切	(46)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地38番屋敷		幡多郡大月町安満地17番屋敷
イ	氏名 宮地 勝之助	イ	氏名 谷本 喜代次		イ 氏名 上野 菊太郎
(36)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地45番屋敷	(47)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地 3 番屋敷	(58)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地59番屋敷
イ	氏名 谷本 清真	イ	氏名 小橋 源太郎	イ	氏名 前野 正幸
(37)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地30番屋敷	(48)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地 5 番屋敷	(59)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地14番屋敷
イ	氏名 今津 相之助	イ	氏名 徳弘 伝太郎	イ	氏名 増弘 精吉
(38)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地46番屋敷	(49)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地26番屋敷	(60)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地16番屋敷
イ	氏名 小谷 政吉	イ	氏名 畠中 朝次	イ	氏名 増弘 徳次郎
(39)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地47番屋敷	(50)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地 7 番屋敷	(61)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地 2 番屋敷
イ	氏名 立石 秀次郎	イ	氏名 徳弘 文次	イ	氏名 増弘 瀧三郎
(40)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地165番地	(51)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地337番地	(62)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地13番屋敷
イ	氏名 小谷 己子吉	イ	氏名 上野 万太郎	イ	氏名 徳弘 栄吉
(41)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地66番屋敷	(52)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地 8 番屋敷	(63)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地12番屋敷
イ	氏名 小谷 徳次	イ	氏名 亀谷 徳松	イ	氏名 富田 亀太郎
(42)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地44番屋敷	(53)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地 1 番屋敷	(64)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地15番屋敷
イ	氏名 谷本 祥吉	イ	氏名 山下 国松	イ	氏名 坂本 勝次
(43)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地35番屋敷	(54)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地11番屋敷	(65)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地20番屋敷
イ	氏名 徳弘 房太郎	イ	氏名 橋本 忠吾	イ	氏名 徳弘 兼吾
(44)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地33番屋敷	(55)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地 2 番屋敷	(66)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地21番屋敷
イ	氏名 中川 市松	イ	氏名 増弘 嘉吉	イ	氏名 徳弘 兼太郎
(45)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地36番屋敷	(56)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地 4 番屋敷	(67)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地23番屋敷
イ	氏名 小谷 万次	イ	氏名 小橋 倉太郎	イ	氏名 中野 猶五郎
		(57)ア	登記簿記載の住所	(68)ア	登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地24番屋敷

イ 氏名 中野 万之助 (69)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地25番屋敷	(80)ア 中川 岩吾 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地30番屋敷	(91)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地37番屋敷
イ 氏名 吉田 庄太郎 (70)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地244番地	イ 氏名 今津 禎吉 (81)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地333番地	イ 氏名 谷本 清次郎 (92)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地56番屋敷
イ 氏名 坂本 浅次 (71)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地38番屋敷	イ 氏名 上野 猿 (82)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地226番地	イ 氏名 福良 茂太郎 (93)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地214番地
イ 氏名 徳弘 芳太郎 (72)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地27番屋敷	イ 氏名 徳弘 徳松 (83)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地39番屋敷	イ 氏名 坂本 次太郎 (94)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地25番屋敷
イ 氏名 谷本 伊太郎 (73)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地21番屋敷	イ 氏名 徳弘 幸松 (84)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地223番地	イ 氏名 吉田 福太郎 (95)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地59番屋敷
イ 氏名 徳弘 政次 (74)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地252番地	イ 氏名 谷本 才一 (85)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地42番屋敷	イ 氏名 前野 千代吉 (96)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地61番屋敷
イ 氏名 亀谷 森次 (75)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地250番地	イ 氏名 徳弘 安太郎 (86)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地48番屋敷	イ 氏名 谷本 麻吾 (97)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地67番屋敷
イ 氏名 小川 甚三郎 (76)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地31番屋敷	イ 氏名 立石 佐太郎 (87)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地50番屋敷	イ 氏名 坂本 歌吉 (98)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地63番屋敷
イ 氏名 山岡 為太郎 (77)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地32番屋敷	イ 氏名 谷本 台太郎 (88)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地24番屋敷	イ 氏名 坂本 雄太郎 (99)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地255番地
イ 氏名 徳弘 貞助 (78)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地33番屋敷	イ 氏名 中野 菊地 (89)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地52番屋敷	イ 氏名 福田 春吉 (100)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地67番屋敷
イ 氏名 中川 勝吉 (79)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地57番屋敷	イ 氏名 山崎 義信 (90)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地51番屋敷	イ 氏名 福田 信太郎 (101)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町安満地255番地
イ 氏名	イ 氏名 中川 倉吉	(102)ア 登記簿記載の住所

	イ 氏名	矢野 三之助
(103)ア	イ 氏名 坂本 音次	(4)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井24番屋敷
(103)ア	(114)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町柏島35番地	イ 氏名
(103)ア	イ 氏名 幡多郡大月町安満地178番地	西尾 勇太郎
(104)ア	イ 氏名 谷内 繁太郎	(5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井23番屋敷
(104)ア	(1)ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 幡多郡大月町(次の図に示す部分に限る。)	イ 氏名
(104)ア	イ 保安林として指定された目的 魚つき	(6)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井32番地
(105)ア	ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について	イ 氏名
(105)ア	(2)ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 幡多郡大月町(次の図に示す部分に限る。)	(7)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井21番屋敷
(106)ア	イ 保安林として指定された目的 公衆の保健	イ 氏名
(106)ア	ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について	(8)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井20番屋敷
(107)ア	(3)ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 幡多郡大月町(次の図に示す部分に限る。)	イ 氏名
(107)ア	イ 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存	(9)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井19番屋敷
(108)ア	ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について	イ 氏名
(108)ア	イ 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存	(10)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井18番屋敷
(109)ア	ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について	イ 氏名
(109)ア	イ 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存	(11)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井15番屋敷
(110)ア	ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について	イ 氏名
(110)ア	イ 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存	(12)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井14番屋敷
(111)ア	ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について	イ 氏名
(111)ア	イ 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存	(13)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井13番屋敷
(112)ア	ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について	イ 氏名
(112)ア	イ 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存	(14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井12番屋敷
(113)ア	ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について	イ 氏名
(113)ア	イ 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存	桜木 平太郎
(113)ア	ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について	
(113)ア	イ 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存	
(113)ア	ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について	
(113)ア	イ 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存	
(113)ア	ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について	
(113)ア	イ 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存	

(15)ア	登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井11番屋敷
イ	氏名 桜木 熊次
(16)ア	登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井10番屋敷
イ	氏名 山下 覚太郎
(17)ア	登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井9番屋敷
イ	氏名 池本 広吉
(18)ア	登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井8番屋敷
イ	氏名 池本 馬之助
(19)ア	登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井7番屋敷
イ	氏名 野坂 松次郎
(20)ア	登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井6番屋敷
イ	氏名 青木 寿太郎
(21)ア	登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井5番屋敷
イ	氏名 青木 幾治
(22)ア	登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井4番屋敷
イ	氏名 村山 芳太郎
(23)ア	登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井2番屋敷
イ	氏名 吉川 次郎
(24)ア	登記簿記載の住所 幡多郡佐賀町熊井1番屋敷
イ	氏名 青木 徳太郎
(25)ア	登記簿記載の住所 横浜市旭区西川島町53番地3
イ	氏名 小金井 三津子
(26)ア	登記簿記載の住所

愛知県名古屋市中区栄一丁目1番4号
イ 氏名 合資会社不二商興
2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
(1)ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 黒潮町(次の図に示す部分に限る。)
イ 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について
(2)ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 黒潮町(次の図に示す部分に限る。)
イ 保安林として指定された目的 魚つき
ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について
(3)ア 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 黒潮町(次の図に示す部分に限る。)
イ 保安林として指定された目的 航行の目標の保存
ウ 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法及び立木の伐採の限度について
高知県告示第323号 漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について同届出に係る同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。 平成23年5月24日 高知県知事 尾崎 正直
区域及び区分
1 安芸漁業協同組合の地区 主として機船船びき網を使用して営む漁業
2 安芸漁業協同組合の地区 小型機船船びき網漁業
3 高知県漁業協同組合の地区のうち旧穴内漁業協同組合の地区 小型機船船びき網漁業
高知県告示第324号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。 その関係図面は、平成23年5月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成23年5月24日 高知県知事 尾崎 正直
1 道路の種類 国道
2 路線名 439号

3 道路の区域		
供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町小川新別字小倉1913番1地先から 吾川郡いの町小川柳野字コイカド3351番2まで	186	平成23年5月24日
----- 公 告 -----		
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、稲生土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。 平成23年5月24日 高知県知事 尾崎 正直		
役名	氏名	住所
(退任)		
理事	松岡 征	南国市稲生2749
〃	三谷 計雄	〃 〃 2388
〃	中澤 勁二	〃 〃 1917-2
〃	馬詰 太	〃 〃 113-1
〃	澤田 甲	〃 〃 353
〃	橋本 淑	〃 〃 572
〃	久万 薫	〃 〃 602
〃	篠原 繁	〃 〃 638-1
〃	瀨田 まり	〃 〃 742
〃	森本 彰	〃 〃 908-3
〃	戸梶 幸長	〃 〃 3037
〃	中澤 武	〃 〃 1926-2
〃	井上 暁彦	〃 〃 2221
〃	井上 文夫	〃 〃 2027-4
監事	中澤昭次郎	〃 〃 1921-3
〃	松岡 清	〃 〃 2193
(就任)		
理事	松岡 征	南国市稲生2749
〃	三谷 計雄	〃 〃 2388
〃	前田 汎章	〃 〃 1895-1
〃	馬詰 太	〃 〃 113-1
〃	澤田 甲	〃 〃 353
〃	橋本 淑	〃 〃 572
〃	久万 薫	〃 〃 602
〃	瀨田 和子	〃 〃 761

” 小松千代喜 ” ” 719- 1
 ” 福重 明男 ” ” 882
 ” 戸梶 幸長 ” ” 3037
 ” 中澤 武 ” ” 1926- 2
 ” 松岡 道夫 ” ” 2092- 3
 ” 井上 文夫 ” ” 2027- 4
 監事 中澤 勤二 ” ” 1917- 2
 ” 松岡 清 ” ” 2193

~~~~~

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、今成土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成23年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名   | 氏名    | 住 所      | 〒       |
|------|-------|----------|---------|
| (退任) |       |          |         |
| 理事   | 箭野 宏明 | 高岡郡越知町今成 | 1793    |
| ”    | 三宅 篤  | ” ” ”    | 1785    |
| ”    | 橋詰 和雄 | ” ” ”    | 28      |
| ”    | 橋詰 教雄 | ” ” ”    | 1770    |
| ”    | 箭野 圭市 | ” ” ”    | 6       |
| ”    | 橋詰 征朗 | ” ” 横島南  | 3931    |
| 監事   | 箭野 一夫 | ” ” 今成   | 1683- 1 |
| ”    | 箭野 正昭 | ” ” ”    | 1796    |
| (就任) |       |          |         |
| 理事   | 箭野 武夫 | 高岡郡越知町今成 | 1797    |
| ”    | 箭野東志彦 | ” ” ”    | 1695    |
| ”    | 箭野 順一 | ” ” ”    | 53      |
| ”    | 橋詰 眞二 | ” ” ”    | 28- 2   |
| ”    | 藤原 清治 | ” ” ”    | 1806    |
| ”    | 三宅 秀幸 | ” ” ”    | 26      |
| 監事   | 箭野 宏明 | ” ” ”    | 1793    |
| ”    | 三宅 篤  | ” ” ”    | 1785    |

~~~~~

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定に基づき水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（第6次高知県栽培漁業基本計画（平成23～26年度））を次のとおり定めたので、同条第6項の規定により公表する。

平成23年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

第6次高知県栽培漁業基本計画 (平成23～26年度)

高知県栽培漁業基本計画

栽培漁業は、「つくり育てる漁業」の中核をなし、人間の管理下において生産した水産動植物の種苗を天然海域へ放流して資源の安定化と増大を図る手法である。

本県では、昭和58年度に栽培漁業センターを開設して以来、マダイ・クロダイ・ヒラメ・アワビ類・エビ類の種苗生産・放流事業に取り組んできた。平成13年度には採卵用ヒラメ親魚の養成及び採卵を目的に、栽培漁業センター室戸支所（採卵用親魚養成施設）を開設している。

また、本県の種苗生産は、平成17年度からはマダイ、平成20年度からはヒラメ・エビ類の生産を民間企業等に外部委託して実施している。

当初、本県は栽培漁業を積極的に推進してきたが、25年以上を経過する中で、近年では、①漁業関係者の放流意欲の低下（放流対象魚の単価の低下）、②種苗放流予算の減少（市町村、漁協の財政状況の悪化）、③アワビ類の種苗生産の休止（藻場の衰退による放流効果の低下）など、栽培漁業への関心が次第に低下している。

しかし、漁業者の高齢化の進行や、平成20年の漁業用燃油の高騰、その後の高止まりなどにより、漁港の近くで操業できる沿岸の漁業資源の維持・回復の重要性が再び高まっている。

このため、本県では、今後も外部委託による種苗生産を継続するとともに、放流効果が高くなることが見込まれる大型種苗の増産、都道府県の連携・分業による共同種苗生産体制の構築など新たな工夫も加えた栽培漁業を推進することとしている。

一方、本県では、平成20年度に県経済活性化のためのトータルプランとして、産業成長戦略を策定し、水産業分野の産業成長戦略の一つに「コスト計算に基づく効果的な栽培漁業の推進」を位置づけている。

このような状況を踏まえ、本栽培漁業基本計画では、栽培漁業に関わる漁業者、市町村及び県が連携し、確実な効果が現れるよう、計画的かつ効率的な栽培漁業の推進方向を示す。

第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本的な指針及び指標

関係機関は、栽培漁業の実施に際して、漁業者等の要望、資源生態等の知見の蓄積状況、技術開発の進捗状況、放流効果の見通し、公益性等をあらかじめ勘案して、対象種の適否を十分検討しなければならない。

また、栽培漁業は対象種の天然海域への加入量を人為的に増大させることから、漁業者及び関係機関は、種苗放流による疾病伝播の防止はもとより、遺伝的多様性の確保、対象海域の生態系にも配慮しながら放流効果の実証や資源管理の推進にも努めることとする。

なお、水産動物の種苗放流・育成にあたっては、漁場整備事業や環境保全事業との連携によって効率的な事業展開を図る。

また、沿岸における漁業の実態、公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等についても十分配慮することとする。

1 優良な種苗の生産

天然資源の形質に近く、自然環境への適応力を有する良質な種苗の生産を目指すとともに、ウィルス性疾病等の発生と伝播の防止に努める。

2 種苗生産の外部委託

本県の種苗生産業務は、平成17年度からはマダイ、平成20年度からはヒラメ・エビ類の生産を民間企業等に外部委託しており、今後もこの体制を維持、継続する。

3 共同種苗生産体制の構築

本県の種苗生産施設は、設置後30年が経過し老朽化が著しいが、多額の修繕費用を要することから、これらの施設の修繕を十分に実施できる状況にない。

また、種苗生産施設の老朽化は、他県でも同様に進んでおり、全国的に今後の放流種苗の安定確保が難しくなることが予想されている。

そこで、今後は、種苗生産に必要なコストを削減しつつ、健全な放流種苗を安定的に確保するため、都道府県間での共同種苗生産体制の構築に向けた検討を進める。

4 関係県の連携による栽培漁業の推進

現在、広域に回遊する魚種では、放流費用を負担する漁業関係者と受益者が異なることから、放流に対する意欲が減退し、全国の種苗の放流尾数が減少する傾向にある。そこで、今後、広域に回遊する魚種については、国や関係県が連携し、効果的な栽培漁業を展開するための体制整備を推進する。

5 効果的な栽培漁業の実施

栽培漁業の効果を発現させるためには、放流後の種苗を適切な大きさまで育成し、持続的かつ有効に利用することが重要である。また、放流した種苗は天然資源と混合し、漁獲対象となるので、天然資源を含めた水産資源の適切な育成・管理を行い、効果の発現・増大に努める必要がある。

このためには、大型種苗の放流や適地への放流により、放流種苗の生存率の向上を図り、放流直後の混獲防止と体長制限等の資源管理の実施範囲を拡大する。また、放流種苗の生育場所の確保のためには、磯焼け対策や干潟の機能回復など漁場環境の保全を進める。

なお、放流種苗の資源管理は漁業者の減収を伴うリスクがあることから、漁業共済制度が積極的に活用されるよう推進する。

6 放流効果の把握と調査体制

栽培漁業は種苗生産や中間育成のコストを必要とするため、関係者が放流効果を実証して栽培漁業の費用対効果を明確にする必要がある。

このためには、放流効果の実証や資源状態の把握に当たり、漁業者、市町村及び試験研究機関等が役割分担と連携によりデータ収集、解析する体制を構築しなければならない。

特に、大型種苗の放流効果については、追跡調査体制を強化し、積極的に効果の把握に努める。また、解析した結果は、速やかに漁業者へ伝達し、効果把握調査の必要性の理解を高める。

7 放流効果の実証体制における役割分担

漁業者、漁協及び市町村は、放流後の種苗の分布、採捕状況及び対象種の資源状態を把握するため、市場における体長測定や放流魚の混獲率等の調査へ積極的に参画・協力することとする。

市町村は、漁業者等とともに取得したデータを取りまとめ、水産試験場へ提供することとする。

水産試験場は、これらの調査データの集積・解析を行い、放流効果を科学的に実証することに努める。そして、解明された放流効果等については、わかりやすく取りまとめ、市町村や水産業普及指導員との連携の下、関係機関や漁業者等に周知徹底する。

8 地先種等の費用負担

栽培漁業を継続するためには、受益者からの適正な費用負担も検討する必要がある。

放流効果調査の結果、放流による効果が見込み得る段階に至った地先種等については、計画的な放流の継続と効果の普及を図りつつ、公益性・公共性の程度を考慮し、受益者と協議の上で適切な費用負担を検討する。

9 海洋深層水を利用した採卵用親魚養成施設の活用によるヒラメ栽培漁業の推進

海洋深層水については、これまでの研究成果で、その清浄性が種苗生産や魚介類の飼育水として優れた性質を備えることが明らかにされている。

ヒラメの栽培漁業は、深層水の優れた性質を利用して県栽培漁業センター室戸支所（採卵用親魚養成施設）で生産された受精卵を県栽培漁業センターへ供給して、種苗生産する体制が構築されている。

今後は、採卵用親魚養成施設でのヒラメ受精卵の生産技術を向上させ、卵の安定供給を図ることにより、県として、ヒラメを中核とした効率的な栽培漁業の展開を目指す。

10 疾病の伝播の防止

近年、全国の種苗生産の現場では、さまざまな疾病が発生し問題となっている。栽培漁業を推進するためには、放流した種苗による疾病の拡大、伝播を防止しなければならない。そこで、平成11年度に病原体の感染の疑いがある種苗の取り扱いに関する判断基準として「防疫的見地からみた放流種苗に関する申し合わせ事項（栽培漁業技術開発推進事業全国協議会）」が作成された。

疾病の伝播の防止については、この申し合わせ事項を基にその徹底を図る。

第2 栽培漁業の対象とする水産動物

種苗の生産、放流又はその育成の対象とする水産動物とその種苗生産機関は表1のとおりとし、本計画期間（平成23年度～平成26年度）における方向性は以下のとおりとする。

表1 栽培漁業対象種と種苗生産機関

種 類		備考	
既に取り組 まれている もの	魚類	ヒラメ	委託生産
		マダイ	委託生産又は幹旋
	甲殻類	ヨシエビ	委託生産
		クマエビ	委託生産
	貝類	クロアワビ	幹旋
		メガイアワビ	幹旋

1. ヒラメ

ヒラメは、沿岸漁業の重要対象魚種として位置付けられ、全国的に種苗放流が行われている。本県の漁獲量は近年25t前後で安定しているが、太平洋南部系群の資源は低位水準で減少傾向にある。

ヒラメは、漁獲の際に放流個体が見分けられやすく、漁業者に放流効果を実感されやすいことから種苗放流の中心的存在となっており、放流効果を明確にしながらいずれもヒラメ種苗の放流を継続する。

2. マダイ

マダイは、沿岸漁業の重要魚種として位置付けられ、全国的に種苗放流が行われている。本県の漁獲量は近年110t前後で安定しているが、太平洋南部系群の資源は低位水準で減少傾向にある。本県では、近年の県内における種苗配付要望尾数は10万尾程度で、ピーク時の6分の1以下となっている。

これは、近年のマダイ市場価格が低下したことや、ヒラメと異なり放流魚と天然資源との見分けがつきづらく、効果を体感しづらいことから漁業者の放流意欲が低下したことが原因である。

しかし、他の釣漁業の漁獲物との相対価格では、マダイの市場価格が高いこともあり、種苗放流を求める地域も存在する。

今後は、市町村や漁協の要望を聞きながら、マダイ種苗の放流を実施する。

3. エビ類（ヨシエビ、クマエビ）

エビ類は、小型底曳き網漁業の重要な対象魚種であることから、漁業者の種苗放流の要望が多い。しかし、放流効果が十分把握できていないことから、その開発が急務となっている。

今後は、放流効果を明確にできるよう、放流効果の把握技術の開発に努めながら、エビ類種苗の放流も継続する。

4. アワビ類（クロアワビ、メガイアワビ）

アワビ類は、本県沿岸域の藻場の減少とともに漁獲量も減少した。このため、漁業関係者からは配布要望個数が大きく減少し、県は平成18年度から栽培漁業センターでの種苗生産を休止し、現在、配付を希望する市町村に対して近隣県からの種苗を幹旋している。

本県では、一部の地域において、アワビ類の漁獲で生計を立てている漁業者が存在し、これらの地区では種苗放流の要望があるため、今後も放流種苗の幹旋を継続する。

第3 水産動物の種類ごとの種苗放流数量の目標

平成26年度において、種苗の生産及び放流並びに育成を推進することが適当な水産動物の種類ごとの種苗放流数量及び放流時の体長は、表2のとおりとする。

表2 水産動物の種類毎による種苗放流数量の目標（平成26年）

種 類	放流数量 (千尾)	放流時の大きさ	
ヒラメ	160	全長 40mm	
	85	全長 60mm	
マダイ	150	全長 40mm	
エビ類	クマエビ	250	全長 12mm
		280	全長 35mm
ヨシエビ		650	全長 12mm
アワビ類	クロアワビ	50*	殻長 10～20mm
	メガイアワビ		

※数値は近年の放流実績。放流数量（個数）は放流実施機関の要望数とする。

第 4 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項

1 種苗生産の技術水準の目標

放流用種苗の魚種別の陸上飼育水槽容量 1 立方メートル当たり又は底面積 1 平方メートル当たりの生産水準の目標は、表 3 のとおりとする。

表 3 単位当たりの種苗生産尾数

種名	単位あたりの生産尾数	種苗の平均の大きさ
ヒラメ	1,300 尾/m ³	全長 20mm
マダイ	4,000 尾/m ³	全長 20mm
ヨシエビ	18,000 尾/m ³	全長 11mm
クマエビ	15,000 尾/m ³	全長 15mm

2 栽培漁業対象種の種苗生産に残された技術上の課題と対策

良質種苗の生産及び種苗生産の効率化・省力化以外に平成 26 年度までに解決すべき技術上の課題及びその対策は、表 4 のとおりである。

表 4 種苗生産で解決すべき問題点と対策

種名	問題点	対策
ヒラメ	①腸管白濁症・VNN ^{※1} 等の疾病の防除 ②成長過程での個体差の拡大に伴う共食いや放流に適さない弱小個体の出現 ③骨格及び体色異常魚の出現 ④優良親魚の確保と育成	①受精卵、飼育水及び生物餌料の消毒技術の確立 ②効果的な生物餌料栄養強化方法及び配合飼料の適正使用方法の確立 ③親魚養成施設の効果的な運用
マダイ	①20日齢前後の大量斃死 ②成長過程での個体差の拡大と共食いによる大幅な減耗 ③イリドウイルス症の防除対策	①生物餌料の安定培養と栄養強化法の確立 ②成長段階に応じた配合飼料の適正使用法の確立 ③種苗生産時期の早期化による発症の予防
ヨシエビ クマエビ	①採卵用親えびの不足 ②PAV ^{※2} に対する防疫体制 ③真菌症等による大量斃死	①天然親えびの漁獲状況に即応した生産体制の構築 ②親えび及び出荷前種苗の保菌検査体制の確立 ③照度や水質等飼育環境の最適化技術の確立

※1 VNN: ウイルス性神経壊死症
※2 PAV: クルマエビ類急性ウイルス血症

3 種苗生産技術水準の到達すべき段階

表 5 種苗生産技術水準の到達すべき段階

種名	基準年における平均的技術開発水準	平成26年における技術開発水準
ヒラメ	C	D
マダイ	C	D
クロアワビ メガイアワビ	C	D
ヨシエビ	C	C
クマエビ	C	C

注 上記の符号は技術段階を次のとおりの分類で表したものである。

- A: 新技術開発期
種苗生産の基礎技術開発を行う。
- B: 量産技術開発期
種苗生産の可能な種類について、種苗の量産技術の開発を行う。
- C: 放流技術開発期
種苗の量産技術の改良を行うとともに、放流による効果を得る上で、最も適した時期、場所、サイズ、手法の検討を行う。
- D: 事業化検討期
対象種の資源量、加入量を把握し、資源に応じた放流数量を検討するとともに、受益の範囲と程度を把握する。
- E: 事業化実証期
種苗の生産・放流体制を整備した上で、放流による効果を実証し、経費の低減を図るとともに、効果に応じた経費の負担配分を検討する。
- F: 事業実施期
持続的な栽培漁業が成立する。

4 外部委託による種苗生産の技術支援体制

本県では、種苗生産業務を民間企業等に委託しているため、水産試験場に種苗生産を行っている者がいないが、水産試験場は、種苗生産中に発生した問題を解決するための技術指導を行う必要がある。したがって、今後とも、水産試験場職員を国などが行う各種研修に派遣し、知見の収集と技術の習得を図ることとする。

また、疾病等の発生やまん延防止に必要な知見についても、水産試験場にお

いて、常に国や他県の情報を収集し、疾病発生時には速やかにこれらの知見を用いた指導を行うことができるようにする。

5 放流及び中間育成技術の確立

水産試験場は、放流効果を高めるために、放流に最適な時期、場所、サイズ等の解明を行い、放流技術の向上に努めるとともに、漁業者、市町村等が行う中間育成を支援するための技術的指針（放流マニュアル）を作成し、水産業普及指導員との連携の下で、その指針の普及に努める。

漁業者、市町村等は適正放流サイズの確保、放流水域への馴化等を図るため、対象種の特性と地域の実態に即した中間育成に努める。

6 新たな対象種の種苗生産、放流及び効果把握の技術開発

第2で定めた種類以外の水産動物については、特に必要性が認められる場合、水産試験場が栽培漁業の事業化に必要な知見の集積、種苗生産、放流及び効果把握の技術開発や実証試験に取り組む。そして、その技術が一定の水準に達し、放流効果が見込まれると判断された場合は、新たな栽培漁業対象種として検討する。

7 生物多様性等の保全への配慮

種苗放流では、対象種の遺伝的多様性、対象種の資源状態及び対象海域の生態系への影響に配慮する。

8 遺伝子組換え生物等の取扱いと外来種の導入

本県では、遺伝子の直接操作や胚を操作することによる新品種の開発や種苗放流を行わないとともに、外来種を導入した種苗生産や放流も行わない。

9 栽培漁業技術の養殖業への展開

水産試験場は、これまでに栽培漁業に関して開発されてきた親魚養成、種苗生産及び疾病防除技術を積極的に養殖業に応用し、栽培漁業及び養殖業の間で共通性のある横断的な技術開発の可能性の検討を行う。

第5 特定水産動物の育成事業に関する事項

特定水産動物育成事業は、漁業協同組合等が一定の範囲の水面を育成水面とし、その適切な利用のための規制（育成水面利用規則）を定めて、その中で特定の水産動物を育成し、漁業者自らが経済的利益を追求する制度である。

今後は、放流効果実証事業等で放流効果の範囲、程度等が明らかになった場合、必要に応じて本事業を導入し、栽培漁業の継続実施を促進するとともに、放流経費の確保に努めることとする。

第6 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項

- 1 県は、生産コスト、放流効果等を把握し、それを基に沿岸漁業振興施策としての栽培漁業を評価し、適切な事業の進行管理を図るとともに、この基本計画と毎年度の栽培漁業関連事業の円滑な実施を図る。
- 2 高知県漁港漁場協会は、放流用種苗の要望のとりまとめ、計画調整、配付及び種苗代金の取り扱いを行うとともに、関係機関が行う栽培漁業に関する事業を支援・協力して栽培漁業の推進に取り組む。
- 3 関係機関は、栽培漁業の技術水準の向上と普及を図るため、国、独立行政法人水産総合研究センター、他都道府県及びその他機関との連携強化に努める。
また、全国的に栽培漁業を推進する団体が行う都道府県間での種苗等の情報交換、調整及び情報収集等にも協力する。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成23年5月24日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成23年3月11日 22高幡土開第11号	四万十市具同字新橋 2699番1ほか	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃